

副 本

平成25年(ワ)第9521号, 第12947号

直送済

平成26年(ワ)第2109号, 平成28年(ワ)第2098号, 第7630号

損害賠償請求事件

原告 原告1 外

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力共通準備書面 (28)

(原告ら準備書面70に対する反論)

令和3年1月20日

大阪地方裁判所 第22民事部 合議2係 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

弁護士 棚 村 友 博



同 岡 内 真 哉



同 永 岡 秀 一



同復代理人弁護士 壺 阪 明 宏



目次

第1	はじめに	4
第2	低線量被ばく	4
1	区域の設定は合理的であり、原告らの損害賠償の有無の判断にあたって重要であること	4
(1)	原告らの主張	4
(2)	政府による避難指示等の経緯	5
(3)	低線量被ばくの科学的知見	8
(4)	放射線の健康影響に関する科学的知見に関する報道・周知の状況	16
(5)	避難指示がない地域において法益侵害のないこと	17
2	「未知のリスク」について	18
3	土壤汚染	19
4	アナンド・グローバー氏による特別報告書について	20
(1)	原告らの主張	20
(2)	同報告書は科学的に危険を実証したものではないこと	20
5	汚染水問題	21
6	県民健康調査に関する原告らの主張について	22
(1)	原告らの主張の概要	22
(2)	県民健康調査によって放射線による健康被害は確認されていないこと	22
(3)	甲状腺検査の前提	22
(4)	甲状腺検査に関するUNSCEARの見解	25
(5)	環境省の見解	26
(6)	小括	28
第3	「復興」について	28
1	「復興」と避難の相当性	28
2	福島県の人口減少について	29

(1) 福島県の人口減少	29
(2) 自主的避難等対象区域及び福島県県南地域の市町村の人口減少	30
3 被災者アンケート	31
4 自動車保有台数と建築着工統計	31
第4 自主的避難者数の増加	32
1 はじめに	32
2 自主的避難者数	33
(1) 「自主避難率の算定日の恣意性」について	33
(2) 「自主避難者数の暗数」について	34
(3) 「避難者比率の過小評価」について	39
3 小括	42

第1 はじめに

被告東京電力は、被告東京電力共通準備書面（17）から同（23）において、原告らの本件事故時の居住地のうち、避難指示区域、旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域、南相馬市独自の避難要請区域、自主的避難等対象区域、福島県県南地域及び区域外に分けて、被侵害利益の内容、政府又は地方公共団体による指示又は要請の有無・内容、地域の客観的状況、空間放射線量の状況、新聞報道等による本件事故による放射線の健康影響に関する情報提供の状況等について詳細に述べた。

原告らは、これらに対して原告ら準備書面70において反論しており、本準備書面は、被告東京電力において必要と考える部分について反論するものである。

第2 低線量被ばく

1 区域の設定は合理的であり、原告らの損害賠償の有無の判断にあたって重要であること

（1）原告らの主張

原告らは、政府及び地方公共団体による避難指示等又は要請に伴う区域の設定は、本件事故前に法規範として存在した年間1ミリシーベルトではない基準で行われたものである上、本件事故後の年間20ミリシーベルトという政治判断で設定にされたものすぎず、原告らの避難行為の相当因果関係の判断にあたっては区域の設定の影響を受けないと主張している（原告ら準備書面70・14～18頁）。

しかしながら、原告らは本件事故による放射線の作用により生命や身体が直接的に侵害されていることを理由とはしていないところ、単に主観的・抽象的に不安や危惧感を抱いているというだけでは「法律上保護される利益」に対する違法な侵害があったとはいえず、平均人の通常の感覚ないし感受性

を基準として、個々の原告の健康に対して差し迫った具体的・現実的危険が生じている場合に「法律上保護される利益」に対する違法な侵害があったといえ、その場合に精神的損害の発生や相当因果関係が認められることになるのである。

したがって、被告東京電力共通準備書面（27）23～26頁で述べたとおり、当該地域に長期間居住した場合に累積100ミリシーベルトを超える（本件事故から最初の1年間で年間積算線量20ミリシーベルトを超える）おそれがなく、政府による強制的な避難指示がない中で、大多数の住民が従来の居住地での生活を継続しており、むしろ他の地域からの避難者が数多く転入する状況にさえあった状況に鑑みれば、「法律上保護される利益」の侵害があったとは認められないのであり、原告らの上記主張は、いずれも理由のないものである。

（2）政府による避難指示等の経緯

まず、政府による避難指示等の設定の経緯についてこれまでも主張しているところではあるが、以下、簡単に述べる。

ア 本件事故発生から平成23年4月21日までの避難指示等対象区域

政府は、本件事故が発生した平成23年3月11日に原子力災害対策本部を設置し、同日、本件原発から半径3キロメートル圏内の住民に対して避難の指示をし、半径3キロメートルから10キロメートル圏内を屋内退避指示区域として指定¹した（乙D共10）。

同月12日には、避難指示の対象となる区域を福島第二原子力発電所か

¹ 政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の屋内退避を指示した区域

ら半径10キロメートル圏内及び本件原発から半径20キロメートル圏内に変更し（乙D共11，乙D共12），同月15日には，屋内退避指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内とした（乙D共13）。

イ 平成23年4月22日の指示

その後，政府は，同年4月21日，福島第二原子力発電所に係る避難指示の対象区域を半径8キロメートル圏内に変更するとともに（乙D共14），同日，本件原発から半径20キロメートル圏内を警戒区域²に設定し，緊急事態応急対策に従事する者以外の者について，市町村長が一時的な立入りを認める場合を除き，当該区域への立入りを禁止するとともに，当該区域からの退去を命じた（乙D共15）。

その上で，同月22日には，本件原発から半径20キロメートルから30キロメートル圏内に指示されていた屋内退避の指示が解除され，以下のとおり，計画的避難区域及び緊急時避難準備区域が設定された（乙D共16）。

計画的避難区域とは，政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して計画的な避難を指示した区域で，本件原発から半径20キロメートル以遠の周辺地域のうち，本件事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある区域であり，概ね1か月程度の間，同区域外に計画的に避難することが求められた。

緊急時避難準備区域とは，政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して緊急時の避難又は屋内退避が可能な準備を指示した区域である。

² 本件原発が不安定な状況にあることから，再び事態が深刻化した場合の居住者等の危険防止のために設定される地域（原災法28条2項，災害対策基本法63条1項）

同区域は本件原発から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域から「計画的避難区域」を除いた区域のうち、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備をすることが求められ、引き続き自主避難をすること及び特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は立ち入らないこと等が求められる区域である。本件事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある区域ではないが、本件原発から距離が近く、予防的に発出された指示である。

なお、緊急時避難準備区域の設定は、平成23年9月30日に解除されている。

ウ 避難指示区域

平成23年12月26日、政府の原子力災害対策本部より、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（乙D共21）が公表された。

この中で、政府の原子力災害対策本部は、上記ステップ2の完了を受けて、警戒区域及び避難指示区域の見直しについて具体的な検討を開始する環境が整ったとして、警戒区域及び計画的避難区域を見直し、避難指示区域を設定することとなった。

具体的には、年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域を避難指示解除準備区域、現時点からの年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域を居住制限区域、5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域を帰還困難区域に設定した（乙D共21）。

その後、避難指示区域の設定は順次解除されており、現在では、避難指

示解除準備区域及び居住制限区域はいずれも解除されているが、南相馬市、双葉町、大熊町、富岡町、浪江町、葛尾村及び飯館村の一部地域に帰還困難区域が残っている（乙D共447）。

エ 避難指示の基準

以上のとおり、政府の避難指示は、本件原発から距離のほかに本件事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれのある地域に設定されたものである。

(3) 低線量被ばくの科学的知見

ア 低線量被ばくの科学的知見

原告らは、避難及び避難継続の相当性を判断する基準は一般市民にとって「容認不可」な線量である年間1ミリシーベルトであると主張するものであるが、年間20ミリシーベルトの基準は低線量被ばくの科学的知見に照らして合理的なものであり、あらためて低線量被ばくの科学的知見を以下明らかにする。

被告東京電力共通準備書面（16）9頁以下で述べたとおり、平成23年11月、政府の要請により、内閣官房の放射性物質汚染対策顧問会議の下に、「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」（以下「WG」という。）が設置され、低線量被ばくと健康影響に関する国内外の科学的知見の整理等が行われ³、同年12月22日、その結果を取りまとめた報告書（以下「WG報告書」という。甲D共35）が公表されている。

このWG報告書においては、「2. 科学的知見と国際的合意」という項

³ WGでの議論は公開され、インターネットでの生中継・録画中継も行われている（甲D共35・2頁）。

において、「国際的に合意されている科学的知見」として、原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）、世界保健機関（WHO）及び国際原子力機関（IAEA）等の報告書に準拠することが妥当であるとした上で（甲D共35・3頁）、広島・長崎の原爆の人体に対する影響の精緻な調査、チェルノブイリ原発事故に関する調査結果に関する国際機関の報告等に基づいて、以下のとおり、科学的知見を整理している。

- ① 現在の科学でわかっている健康影響として、広島・長崎の原爆被爆者の疫学調査の結果からは、被ばく線量が100ミリシーベルトを超えるあたりから、被ばく線量に依存して発がんのリスクが増加することが示されている。そして、国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされている（甲D共35・4頁）。
- ② この100ミリシーベルトは短時間に被ばくした場合の評価であり、低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合計100ミリシーベルトを被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合よりも健康影響は小さいと推定されている。この効果は動物実験においても確認されている。本件事故によって環境中に放出された放射性物質による被ばくの健康影響は、長期的な低線量率の被ばくであるため、瞬間的な被ばくと比較し、同じ線量であっても発がんリスクはより小さいと考えられる（同4～5頁）。
- ③ 子ども・胎児への影響については、一般に、発がんの相対リスクは若年ほど高くなる傾向があるが、低線量被ばくでは、年齢層の違いによる発がんリスクの差は明らかではない。また、放射線による遺伝的影響に

ついて、原爆被爆者の子ども数万人を対象にした長期間の追跡調査によれば、現在までのところ遺伝的影響はまったく検出されていない。チェルノブイリ原発事故における甲状腺被ばくに比べても、本件事故による小児の甲状腺被ばくは限定的であり、被ばく線量は小さく、発がんリスクは非常に低いと考えられる（同7頁）。

- ④ 放射線防護や放射線管理の立場からは、低線量被ばくであっても、被ばく線量に対して直線的にリスクが増加するという考え方（直線しきい値なし（LNT）モデル）を採用する。

これは、科学的に証明された真実として受け入れられているのではなく、科学的な不確かさを補う観点から、公衆衛生上の安全サイドに立った判断として採用されているものである（同8頁）。

放射線防護上では、100ミリシーベルト以下の低線量であっても被ばく線量に対して直線的に発がんリスクが増加するという考え方は重要であるが、この考え方に従ってリスクを比較した場合、年間20ミリシーベルト被ばくするとした場合の健康リスクは、喫煙、肥満、野菜不足などの他の発がん要因によるリスクと比べても低い（同9～10頁）。

このように、少なくとも100ミリシーベルトを下回る低線量被ばくについては、子ども・胎児を含め、健康影響との関係は一般に明らかになっていないとされている。

また、放射線防護の観点から、公衆衛生上の安全サイドに立った判断として、仮に、かかる低線量であっても被ばく線量に対して直線的に発がんリスクが増加するという考え方に従ってリスクを比較したとしても、「年間20ミリシーベルト被ばくすると仮定した場合の健康リスクは、例えば他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても低い」とされ、喫煙（1000～2000ミリシーベルトの被ばくと同

等)、肥満(200～500ミリシーベルトの被ばくと同等)、野菜不足や受動喫煙(100～200ミリシーベルトと同等)よりも低いレベルとされている(同9～10頁)。

以上のとおり、国際的にも合意された科学的知見によれば、低線量被ばくによる健康影響については、100ミリシーベルト以下の被ばくについては他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされており、本件事故において避難の基準とされている年間20ミリシーベルトの被ばくについても、他の発がん要因(喫煙、肥満、野菜不足等)によるリスクと比べて十分低い水準にあることが明らかにされている。

イ 国内法上1ミリシーベルトが「容認不可」な線量と解釈することの誤り

原告らは、ICRP勧告、本件事故発生当時における法規範である伊規法及び放射線障害防止法からすれば、年間1ミリシーベルトを超えると「容認不可」な線量であり、これを超える被ばくを避ける行為は社会通念上相当な行為であると主張する(原告ら準備書面70・18、19頁)。

しかしながら、被告東京電力共通準備書面(6)4頁以下で述べたとおり、ICRP2007年勧告は「線量限度」について「計画被ばく状況のみ適用される」とし(甲D共11・59頁(243項))、その前身であるICRP1990年勧告も「線量限度は介入の場合には適用されない」としている(甲D共10・35頁(113項))。そして、線量限度が適用されない場合に関して、1990年勧告は「介入レベル」を設定し、2007年勧告は「参考レベル」を設定していたものである。

このように、公衆被ばく線量限度は、本件事故後の被ばく状況(1990年勧告によれば「介入によってのみ影響を与えることのできる状況」、2007年勧告によれば「緊急被ばく状況」や「現存被ばく状況」)に適

用されるものではない。

また、放射線審議会の平成10年意見具申は、ICRPの1990年勧告を確認する趣旨で「既に環境中に存在する自然または人工の放射性物質は、介入によってのみ影響を与えることのできる状況の例であることから、これらの線源からの線量は、公衆被ばくに関する線量限度の範囲の外であるとしている（甲D共33・15頁）。

ICRP勧告が国内法に取り込まれる際にも、公衆被ばく線量限度1ミリシーベルトという基準は、少なくとも「介入によってのみ影響を与えることのできる状況」では適用されないことが前提とされていたのであり、あらゆる状況に適用されるわけではないことが確認されていたのである。

原告らは、この点を考慮せずに、あたかもICRP勧告があらゆる状況において年間1ミリシーベルト以上の公衆被ばくを容認不可としているかのように主張するが、明らかな誤解である。

実際には、LNTモデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的／疫学的知見がすぐに得られそうにないとしつつも予防的観点からLNTモデルを仮定として採用するとしているICRP2007勧告においてすら、1ミリシーベルトという公衆被ばく線量限度をして、いかなる状況にも適用される基準と位置付けているものではない。

原告らの主張は、ICRP勧告にいう公衆被ばく線量限度の適用範囲を誤解したものというほかなく、その結果、炉規法や放射線障害防止法の解釈をも誤り、ひいては我が国の法令上、あたかも各個人に「いかなる状況でも1ミリシーベルトを超えて被ばくすることのない権利」が保障されているかのごとく独自の見解を主張するものであって、全く理由がない。

ウ 放射線障害防止法等は基準を超えた場合に危険であるとして制定されたものではないこと

放射線障害防止法に基づく管理区域の設定は、放射性同位元素を使用する施設等において、平常時の放射線業務従事者の受ける放射線被ばくや作業の状況を管理するために設定される区域であり、かかる管理区域の設定基準を上回る放射線被ばく等を受けることによって健康影響が生ずることを意味するものでも、「安全」と「危険」の境界を意味するものでも全くない。

管理区域の設定基準は、外部放射線量に係る線量、空気中の放射性同位元素の濃度及び放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度という3つの基準によって定められているが（放射線障害防止法施行規則1条1号参照）、このうち外部放射線量に係る線量の基準は、「実効線量が3か月につき1.3ミリシーベルト」とされている（数量告示4条1号）。これは、放射線被ばく（短時間の場合）による健康リスクの上昇が認められている100ミリシーベルトを大きく下回る水準であり、ICRPの採用する放射線防護の基本原則であるALARAの原則も踏まえ、我が国の放射線障害防止法令上、このような外部放射線量的水準から管理区域を設定して、放射線業務従事者に対する被ばく管理等を行うこととしているのである。

なお、放射線業務従事者に対する実効線量限度は、5年間で100ミリシーベルト、1年間で50ミリシーベルトと定められており（数量告示5条1号、2号）、このような被ばく線量的水準自体は、我が国の法令上、許容されている水準であることに留意する必要がある。

また、原子炉等規制法に基づくクリアランスレベルは、これを下回る場合には「放射性物質によって汚染された物」ではないとして取り扱われるものであり、その言葉のとおり、「放射性物質によって汚染されている物と評価されるか否か」の判断基準であるから、その値を超えたとしても、その物が放射性物質に汚染されていると評価されることは格別、その汚染

の程度が健康影響をもたらす水準にあることを何ら意味するものではない。

エ 低線量放射線被ばくによる健康影響に関する裁判例

上記で述べた低線量放射線被ばくと健康影響に関する科学的知見や放射線防護の考え方については、裁判例においても、以下のとおり判示されている。

- ①東京地裁平成27年6月29日判決（乙D共71）、東京高裁平成28年3月9日判決（乙D共72）

「現在の科学的知見等に照らせば、年間20ミリシーベルトの被ばくですら、それが健康に被害を与えることを直ちに認め得るものではなく、年間1ミリシーベルトの追加被ばくが健康に影響を及ぼすものと認めることはできないというべきである」

- ②東京地裁平成25年10月25日判決（乙D共39）、東京高裁平成26年5月7日判決（乙D共70の1）、最高裁上告棄却、上告審不受理（乙D共310、確定）

年間20ミリシーベルトを超えない被ばくについては「社会的受忍限度を超えるものとは認め難い。」

- ③東京地裁平成27年3月31日判決（乙D共75）、東京高裁平成28年1月13日判決（乙D共76）、最高裁上告棄却、上告審不受理（乙D共77、確定）

政府等の発表や報道等においても、避難指示及び屋内退避指示の範囲外の地域に関しては、放射線による健康上の影響を懸念する必要はない旨説明されていること、食品等についても暫定規制値に基づく出荷制限がとられていること、現在において100ミリシーベルト以下の低線量被ばくとがん、白血病等の発症確率の増加との間の因果関係につき生物

学的、疫学的な証明はされておらず、低線量被ばくが健康に与える影響は他の発がん要因との区別が困難なほど小さいとされていること、ICRPの提言や政府の定める暫定規制値等は、放射線防護の観点から、被ばく線量を可能な限り小さくすることを目的として定められたものであり、実際に健康に影響を生じ得る水準を相当下回る値を基準とするものと考えられることからすると、実際の被ばく線量がこれを上回ったとしても、直ちに生命及び身体に影響が生じるものではない（乙D共75・23～24頁）。

法的保護に値する利益への侵害行為として評価されるためには、本件事故により、控訴人の生命、身体、財産に対する具体的な危険が生じており、控訴人が抱いた不安感がそのような危険に対するものであったことを要すると解するのが相当であり、具体的危険の存在を捨象した不安感も法的保護の対象となりうると解することは、各人が抱いた不安感のうち、客観的根拠に基づかない漠然とした不安感をも法的保護の対象とすることになりかねないのであって、妥当でない（乙D共76・7頁）。

④福岡地裁令和2年6月24日判決

「少なくとも10mSvに満たないような低線量被ばく（なおUNSCEAR2013年報告書によれば、福島県内の避難対象外行政区画の住民の本件事故後1年間の実効線量の推定値は、成人で年間最大4.3mSv、1歳児で最大7.3mSvとされている。）において、理論上の可能性としてはともかく、がん死や発がんリスクの有意な増加が実証されているということとはできない。

また、（中略）年間10mSvに満たないような低線量被ばくにつき、直ちに健康への悪影響を危惧すべきだというような社会通念が存在することも認められない。」

(4) 放射線の健康影響に関する科学的知見に関する報道・周知の状況

平成23年3月11日の本件事故以降において、福島県内の地元の新聞においても、放射線の健康への影響に関連する多数の報道がなされており、科学的知見の紹介、科学的知見に基づく冷静な対応の呼びかけ及び被ばく線量の実情や専門家の見解等が繰り返し報道されている（乙D共57の1ないし同30）。

例えば、経済産業省は、平成23年3月23日、原子力安全委員会による「避難・屋内退避区域外にお住いの皆様へのQ&A」（乙D共58）を公表し、冷静な対応を呼びかけている。

また、政府原子力災害現地対策本部は、平成23年3月29日以降、被災地域向けニュースレターを発行するとともに、24時間対応の相談窓口を設け、広報活動・相談窓口機能の拡充を図っている（乙D共59の1ないし同8）。

さらに、厚生労働省は、平成23年4月1日、「妊娠中の方、小さなお子さんをもつお母さんの放射線へのご心配にお答えします。～水と空気と食べものの安心のために～」というパンフレットを作成するとともにホームページに掲載し、「避難指示や屋内退避指示が出ているエリア外で放射線がおなかの中の赤ちゃんに影響をおよぼすことは、まず、考えられません。また、国や自治体から指示がない限りは、妊娠中だからという理由で特別な対応が必要、ということはありません。」と記載している（乙D共60）。

福島県知事も平成23年3月22日及び同年4月1日に、県民に対して落ち着いて行動していただきたいとのメッセージをホームページ上に掲載している（乙D共61の1、乙D共61の2）。

このように、本件事故発生直後より、福島県内の住民が放射線の健康影響に関する科学的知見を容易に知ることができる多数の報道や情報提供等がなされている。

(5) 避難指示がない地域において法益侵害のないこと

原告らは、本件事故による放射線被ばくによって健康被害が生じたなどとして慰謝料を請求しているのではなく、放射線被ばくによって将来健康影響がある恐れがあると不安に感じたこと及び不安に感じたために避難したことにより精神的な苦痛を負ったとして慰謝料を請求している。

前記(3)のとおり、国際的にも合意された科学的知見によれば、低線量被ばくによる健康影響については、100ミリシーベルト以下の被ばくについては他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされており、本件事故において避難の基準とされている年間20ミリシーベルトの被ばくについても、他の発がん要因(喫煙、肥満、野菜不足等)によるリスクと比べて十分低い水準にある。

政府は、上記の被ばくによる健康影響を踏まえて、本件原発からの距離及び本件事故から最初の1年で年間20ミリシーベルトに達するおそれがある地域を計画的避難区域として設定し概ね1か月程度の間、同区域外に計画的に避難することが求めたものであり、避難指示が発出されなかった区域は、本件事故から最初の1年で年間20ミリシーベルトに達するおそれがない区域であって、当該区域に居住する原告らには客観的に健康影響はないものである。避難指示の基準は、低線量被ばくの科学的知見に照らして合理的なものである。

また、前記(4)のとおり、放射線の健康影響に関する科学的知見に関する報道・周知がなされており、平均的・一般的な人を基準としてみれば、当該情報に接していたものである。

したがって、避難指示が発出されなかった区域については、最初の1年で年間積算線量20ミリシーベルトに達する恐れがないため健康影響はなく、

健康影響がないことは本件事故直後から周知されていたのであるから、平均的・一般的な人を基準として、健康影響があるものとして具体的・現実的危険が生じているとは到底いえず、法律上保護された利益の侵害が生じたとはいえない。仮に避難指示が発出されなかった区域に居住する原告らが、放射線被ばくによって将来健康影響がある恐れがあると不安に感じあるいはそのように感じたとして主張したとしても、法律上保護される利益に対する侵害が生じたものとは評価し得ず、またそのような抽象的な不安によって避難行為をとったとしても、本件事故と避難行動の相当因果関係が認められるものではない。

2 「未知のリスク」について

原告らは、新型コロナウイルスに対する市民の行動を見ても、多くの市民が「未知のリスク」への恐怖を抱き、リスク回避行動に及んでいることを挙げて、低線量被ばくの場合も、科学的に未解明な「未知のリスク」に恐怖を抱き、リスクを避けるために被ばく回避行動に及ぶことは考えられるとしている（原告ら準備書面（70）18頁）。

しかしながら、被ばくを「未知のリスク」として認識して回避行動をとったことによる損害賠償が認められるためには、当然ながら、当該回避行動によって、原告らに法律上保護される利益に対する侵害が生じ、かつ本件事故との相当因果関係がなければならない。

前記1のとおり、避難指示のなかった区域における空間放射線量は本件事故発生直後から年間20ミリシーベルトを下回っているところ、このような線量は人体の健康上何ら問題のないレベルと言え、かつ各種報道や行政からの発表等により放射線被ばくによる健康影響が懸念される状況にはないこと等について本件事故直後から広く十分な情報提供がなされていたのであり、原告らの主張するような「未知のリスク」とは評価し得ない。

したがって、平均的・一般的な人を基準として、避難等指示区域外の居住者において平穏な日常生活が相当程度阻害されたと認められる理由はなく、本件事故後に避難指示区域以外での居住を継続したことにより、受忍限度を超えて法律上保護される利益に対する侵害が生じたものとは評価し得ず、単なる「不安」に起因する避難を実施したとしても、それによって生じた損害は本件事故と相当因果関係があるものとして賠償されるべき損害には当たらない。

3 土壤汚染

原告らは、本件事故後に原告らの避難元生活圏の土壤における放射能濃度を測定したところ、多くの測定地点で放射線障害防止法上の管理区域指定の基準とされる40,000ベクレル/平方メートルを超えており、また、40,000ベクレル/平方メートルを超えない測定地点であっても原子炉等規制法におけるクリアランスレベルに相当する6,500ベクレル/平方メートルを超えているなどと主張し、それらの本件事故前の法規範に照らせば、たとえ空間放射線量が年間20ミリシーベルトを下回っていたとしても、原告らの避難の相当性が認められると主張している（原告ら準備書面33・4, 5頁, 同70・21～23頁）。

しかしながら、放射線が人体に影響する場合とは、放射性物質が体の外部にあり、体外から被ばくする「外部被ばく」と、放射性物質を体内に摂取することにより、体内から放射性物質に被ばくする「内部被ばく」があるが、土壤汚染の場合、地表から人体に外部から放射線が到達する外部被ばくの問題である。外部被ばくは、土壤汚染があったとしても、空気を介して被ばくするのであって、土壤汚染だけを別途取り上げて健康影響を論じることに意味はなく、結局は空間放射線量の問題に帰着する。

前記1のとおり、避難指示区域外の地域における土壤中の放射性物質その他に起因した結果が反映される空間放射線量は、年間20ミリシーベルトを下回

っており、人体の健康上問題のないレベルと言え、そのような状況は何ら具体的な権利・利益侵害を生ぜしめるものではないことからすれば、土壤中に一定程度の放射性物質が存することのみをもって、その区域の住民に対し具体的な権利侵害状態を招来しているとは到底解し得ないものである。

また、被告東京電力共通準備書面（12）において主張したとおり、原告らが自ら測定した結果として原告ら準備書面33において主張している「土壌調査記録」の測定値は、その測定方法の妥当性や結果の正確性等が不明なものであり、また、その測定地点の選定基準は明らかでなく、かかる土壌の測定値が自主的避難等対象区域内や千葉県、茨城県などの区域外の地域の放射性物質の実情を示しているとはいえない。

原告らの上記主張は、放射線による人体への健康影響が具体的に認められないにもかかわらず、土壌に一定量の放射性物質が存することをもって避難の相当性があるとするものであり、明らかに失当である。

4 アナンド・グローバー氏による特別報告書について

(1) 原告らの主張

原告らは、国連「健康に対する権利」に関する特別報告者アナンド・グローバー氏による報告書が公表されたことは重要な事実であり、同報告書が国内法における公衆被ばく線量限度1ミリシーベルトを基準に帰還推奨をすべき等と勧告したことは、公衆被ばく線量限度を超える地点を含む地域からの避難の合理性を基礎付けるものであると主張する（原告ら準備書面（24）1～10頁）。

(2) 同報告書は科学的に危険を実証したものではないこと

しかしながら、同報告者は弁護士であり、放射線医学に関する専門家ではない。

また、原告らも認めるとおり、特別報告書は、国連職員としてではなく個人の資格で、報酬や金銭的補償を受けずに報告を行うものであり、その報告内容はあくまで同氏の見解であって、国連の見解ではない。

その上で、同氏は、「放射線被ばくの健康への正確な影響は、いまだ明らかになっておらず、低線量被ばくの長期的な影響も依然研究中である。」

(甲D共126・11～12頁)と述べており、科学的根拠に基づいて、年間20ミリシーベルト以下の放射線被ばくによるリスクが国際的に合意されている程度のものよりも大きいことを示す調査結果を述べているものでもない。

前記1で述べたように、国際的にも合意された科学的知見によれば、低線量被ばくによる健康影響については、100ミリシーベルト以下の被ばくについては他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされており、本件事故において避難の基準とされている年間20ミリシーベルトの被ばくについても、他の発がん要因(喫煙、肥満、野菜不足等)によるリスクと比べて十分低い水準にあることが明らかにされている。

したがって、同報告書は公衆被ばく線量1ミリシーベルトを超える被ばくをする場合の健康被害を受ける危険を科学的に実証したものではない。

5 汚染水問題

原告らは、本件原発敷地内で、本件原発から汚染水が発生しており、多核種除去設備等で処理した水についての処理対策の見通しがたっていないなどと主張する(原告ら準備書面(70)25頁)。

しかしながら、上記の点は原告らの法益侵害とは無関係の問題であり、これを理由に原告らの法益侵害が基礎づけられるものではない。

6 県民健康調査に関する原告らの主張について

(1) 原告らの主張の概要

原告らは、福島県による県民健康調査の詳細調査のうち、甲状腺検査に関し、先行検査により100万人あたり376人が、本格検査により100万人あたり213人が「悪性ないし悪性の疑い」と判定され、その後の3回目及び4回目の本格検査においても、当初想定されていた100万人あたり1、2名程度という発生率を大きく上回る割合で甲状腺がんが発見されていることを根拠として、避難生活を継続することが相当であると主張する（原告ら準備書面（24）10頁以下、同（70）26～27頁）。

(2) 県民健康調査によって放射線による健康被害は確認されていないこと

この点、原告らは、甲状腺検査の結果を殊更に取り上げて論じているが、福島県が実施する県民健康調査では、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査や、外部被ばく線量推計結果などが実施及び公表されている。

そして、その内容については被告東京電力（10）（避難指示区域外の状況等について）の自主的避難等対象区域等における各市町村の概況等で記載したとおりであり、放射線による健康被害があることは一切確認されていないのであるから、そもそも、このような検査結果を考慮することなく、甲状腺検査の結果のみに依拠して避難の合理性を検討する原告らの主張はその根底に誤りがある。

(3) 甲状腺検査の前提

甲状腺検査で発見されることがある「のう胞」とは、中に液体がたまった袋状のもので、健康な方（特に学童期から中高生）にも見つかることの多い、良性のものである。

同じく「結節」とは、しこりとも呼ばれ甲状腺の細胞が変化したものであり、良性と悪性（がん）があるが、多くは良性である。

甲状腺がんは、自覚症状がほとんどなく、また生涯にわたり健康には全く影響しない潜在がんが多い。それら潜在がんの多くは健康に全く影響しない小さなもので、それらを発見して治療することは、患者にとって不利益となることもあるので、小さな結節については詳細な検査は行わないのが一般的である（丙D共21・18頁以下も参照）。日本人が被ばくと関係なく一生の間に甲状腺がんになる確率は、女性で0.78パーセント、男性で0.28パーセントであり、甲状腺への線量が1000ミリシーベルトの場合、甲状腺がんになる確率は女性で0.58～1.39パーセント、男性で0.18～0.34パーセント高くなる。

県民健康調査においては、結節やのう胞を認めなかった場合（A1判定）及び5.0ミリメートル以下の結節や20.0ミリメートル以下ののう胞を認めた場合（A2判定）は二次検査の必要が無く、二次検査を勧める場合（B判定）や直ちに二次検査を受診することが必要な場合（C判定）には、超音波検査、血液検査、尿検査を行い、医師が必要と判断した場合には穿刺吸引細胞診を行い、良性と判断されれば経過観察となり、悪性もしくは悪性疑いとされた場合は経過観察又は手術となる。

そして、先行検査においては、一次検査を36万7685人が受け、A1判定が51.5パーセント、A2判定が47.8パーセント、B判定が2293人（0.8パーセント）、C判定が1人（0.0パーセント）であり、二次検査の結果、悪性もしくは悪性疑いとなったのは113人であり、そのうち手術をしたのが99人である。

本格検査においては、一次検査を38万1261人が受診し、A1判定が40.7パーセント、A2判定が58.5パーセント、B判定が1819人（0.8パーセント）、C判定が0人（0.0パーセント）であり、二次検

査の結果、悪性もしくは悪性疑いとなったのは51人であり、そのうち手術をしたのは16人である。平成28年5月1日からの3回目の本格検査においては、一次検査を21万7904人が受診し、A1判定が35.1パーセント、A2判定が64.2パーセント、B判定が1501人（0.7パーセント）、C判定が0人（0.0パーセント）であり、二次検査の結果、悪性もしくは悪性疑いとなったのは30人であった（甲D共257）。4回目の本格検査においても、一次検査を13万6942人が受診し、A1判定が34.3パーセント、A2判定が65.0パーセント、B判定が829人（0.7パーセント）、C判定が0人（0.0パーセント）であり、二次検査の結果、悪性もしくは悪性疑いとなったのは16人である（甲D共257）。

他方で、長崎県、山梨県、青森県において福島県と同じ方法で甲状腺検査を実施したところ、A1判定が42.5パーセント、A2判定が56.5パーセント、B判定が1.0パーセント、C判定が0パーセントであり、B判定とC判定は変わらず、福島県における甲状腺検査と比較して有意な差は見られない。

甲状腺がんについては自覚症状がないことが多いため、甲状腺検査を行うことが少なく、従ってのう胞、結節及び腫瘍（良性及び悪性）を発見することが少ないが、県民健康調査によって甲状腺検査を行ったため、これらが発見することになったのである（スクリーニング効果）。また、検査によって全ての腫瘍を発見できるわけではないため、1回目の検査で腫瘍を見逃してA判定等となり、2回目の検査で腫瘍を発見することもあり得るのである。

したがって、福島県県民健康調査によって甲状腺がんが発見された理由は、通常は行わない検査を大規模に行ったために発見されたものにすぎず、被ばくの影響ではない。

(4) 甲状腺検査に関するUNSCEARの見解

甲状腺検査に関するUNSCEAR（原子放射線の影響に関する国連科学委員会）の見解については次のとおりである。

- ・ 県民健康管理調査における甲状腺検査において、嚢胞、結節、がんの発見率の増加が認められるが、これは高い検出効率によるものと見込まれる。本件事故の影響を受けていない地域において同様の手法を用いて検査を行った結果から、福島県の子どもの間で見つかっている発見率の増加については、放射線の影響とは考えにくいと示唆される（乙D共56）。
- ・ 本件事故後の甲状腺吸収線量がチェルノブイリ事故後の線量よりも大幅に低いため、福島県でチェルノブイリ原発事故の時のように多数の放射線誘発性甲状腺がんが発生するというように考える必要はない（乙D共178・58頁222項）。

福島県での継続的な超音波検査により、比較的多数の甲状腺異常が見つかったが、これは本件事故の影響を受けていない地域での類似した調査に一致している。福島県での継続的な超音波検査では、このような集中的検診がなければ通常は検出されなかったであろう甲状腺異常（多数のがん症例を含む）が比較的多数見つかるかと予測されている。事故の影響を受けていない地域における集団の甲状腺がん発生率の調査は、そのような集中的な検診の影響を推定するのに有用な情報を提供するだろう（乙D共178・59頁225項）。

本委員会は、2013年福島報告書の作業者と公衆における健康影響分野の知見は今も有効であり、現在までに発表された新規情報の影響をほとんど受けていないとの結論に達した。

むしろ、新たな情報により、甲状腺調査における小結節、嚢胞、及び、がんの高い検出率は、集中的な集団検診及び使用機器の感度の高さによる結果であり、事故による放射線被ばくの増加の結果ではないとする報告書の記述についての重要性を高めている（乙D共179・19頁75項）。

このように、専門的見地から放射線の影響に関する科学的評価を行うことをその役割とするUNSCEARが、80名を超える国際的科学家による4年以上をかけて実施した評価において、このような結論をまとめているものであり、このようなUNSCEARが示す科学的知見については、国際的にも広く受け入れられており、科学的妥当性・信頼性を有するものと評価されているものである。

（5）環境省の見解

我が国の環境省においても、甲状腺検査結果については、世界保健機関（WHO）や国連科学委員会（UNSCEAR）等の国際機関や、平成26年2月に環境省等が開催した「放射線と甲状腺がんに関する国際ワークショップ」に参加した国内外の専門家からは「原発事故によるものとは考えにくい」とされているとした上、その理由について、以下のとおりホームページで公表されている（乙D共448）。

- ・ これまでに行った調査によると原発周辺地域の子ども達の甲状腺被ばく線量は総じて少ないこと、
- ・ がんが見つかった方の事故時の年齢は、放射線に対する感受性が高いとされる幼児期でなく、既知の知見と同様、10歳代に多く見られたこと、

- ・ 甲状腺がんの頻度については、限られた数ではあるが、無症状の子どもに甲状腺検査を実施した過去の例でも同じような頻度で見つかっていること

また、本件事故後初期の甲状腺の被ばく量についても調査がいくつか行われており、それらから、甲状腺被ばく線量について推計することが可能であるとされており、

- ・ 平成23年3月下旬に甲状腺等価線量が高くなる可能性があるとして評価された飯館村等において、1080人の小児を対象にした甲状腺線量の測定が行われ、その結果はスクリーニングレベルである0.2マイクロシーベルト/時を超えた方がおらず、低い線量にとどまるものであったこと
- ・ また、環境省が平成24年度に実施した事故初期の甲状腺被ばく線量の推計に関する事業での評価では、甲状腺等価線量が50ミリシーベルトを超える方はほぼいなかったとされていること
- ・ これらの結果は、別途調査された弘前大学床次眞司教授による推計と同様となっていること
- ・ この被ばく線量は、チェルノブイリ事故時の甲状腺被ばく線量と比べると、はるかに低い線量となっていること
- ・ 以上の見解は、世界保健機関（WHO）や国連科学委員会（UNSCEAR）等の国際機関や、平成26年2月に環境省等が開催した「放射線と甲状腺がんに関する国際ワークショップ」に参加した国際的な評価でも同様となっていること

などとされている。

(6) 小括

したがって、以上のような科学的知見の状況を踏まえれば、甲状腺検査において、本件事故によって「悪性ないし悪性の疑い」との判定が異常に高い数値となっていることなどから避難の相当性が認められるという原告らの主張は、科学的合理性を欠くものであって失当である。

第3 「復興」について

1 「復興」と避難の相当性

原告らは、被告東京電力が被告東京電力共通準備書面（20）ないし同（22）で述べた自主的避難等対象区域における社会的活動状況及び復興状況は、原告らの避難の相当性とは無関係であると主張している（原告ら準備書面70・29頁）。

しかしながら、そもそも被告東京電力は、原告らの居住する自主的避難等対象区域が本件事故後に「復興したこと」を主張するものではない（ただし、本件地震及び本件津波による被害から復興している状況にあることは事実として認定されるべきである。）。

本件事故による避難の必要性自体、平均的・一般的な人を基準として客観的に判断されなければならないところ、被告東京電力は、自主的避難等対象区域における社会的活動の状況等を明らかにすることによって、圧倒的大多数の人が本件事故直後から避難をせずに日常生活を送っている又は取り戻していることを明らかにし、そのような状況から、平均的・一般的な人の視点に立って、慰謝料の賠償をもって慰謝すべき程度の相当程度の恐怖や不安を感じざるを得ない客観的な状況に置かれていたものとは評価することができないことが裏付けられると主張するものである。原告らの上記反論は、被告東京電力の主張を正解しないものであって、全く理由のないものである。

2 福島県の人口減少について

(1) 福島県の人口減少

ア 原告らは、福島県の「復興」という観点では人口の回復が重要であり、岩手県や宮城県などと比較して、人口の回復が進んでいないとして、「復興」が進んでいないなどと主張する（原告ら準備書面（70）30～33頁）。

しかしながら、前記1のとおり、被告東京電力が自主的避難等対象区域における本件事故後の社会的状況を主張する趣旨は、圧倒的多数の人が自主的避難等対象区域において避難をせずに日常生活を継続している又は取り戻していることを裏付ける点にある。

むしろ、被告東京電力が主張するとおり、人口動態からは本件事故による放射線の健康影響に関する情報が周知されており、自主的避難等対象区域に居住する住民が客観的に避難の必要性がないことを認識し、避難をしなかったことが示されているといえる。

イ また、福島県の人口には、本件事故による影響が全くない会津地方などの人口も含まれておりそもそも参考とすべき数字ではないが、福島県の人口が減少した理由には、本件地震・本件津波などの本件事故以外の影響があるほか、日本全体の人口減少、地方の過疎化等、日本全国で共通して抱える様々な社会的要因が考えられるところ、原告らは福島県の人口減少が本件事故の影響かどうか何ら立証していない。

福島県の人口は、本件事故直後の平成23年4月時点で、平成22年4月と比べて0.83%減であり、平成24年4月時点で最大の前年比2.22%の減少が生じたが、減少幅が低減して、平成27年4月には前年比0.54%の減少にとどまっている。その後、平成28年4月には前年比1.22%の減少、平成29年4月には前年比0.89%の減少、平成3

0年4月には前年比1.01%の減少と、減少割合が増加している。福島県の社会増減数も、平成26年にかけて減少人数が減ったが、平成28年から減少人数が増加する傾向となっている。時間の経過とともに本件地震、本件津波及び本件事故の影響は低減し、「復興」は進むにもかかわらず、人口減少割合が増加しているということは本件地震、本件津波及び本件事故の影響ですらなく、複合的要因であることを示している。

原告らは、本件地震の影響を同じく受けた宮城県と岩手県とを比較しているが、宮城県においては本件地震後、東北最大の都市を抱える仙台市を中心に本件津波による避難者等が多く移住し人口が増加したものであって、比較対象として不適切であるほか(乙D共449・2, 3, 16, 17頁)、岩手県の社会増減数においては、本件事故直後の時期を除いて、福島県と同様、次第に減少割合が増加する傾向にある。

(2) 自主的避難等対象区域及び福島県県南地域の市町村の人口減少

原告らは、自主的避難等対象区域及び福島県県南地域においても人口が減少しているとも主張する(原告ら準備書面(70)30頁)。

しかし、この点も前記1のとおり、被告東京電力の主張を正解しないものであって全く理由のないものである。

むしろ、例えば、福島市においては、人口は減少しているものの、同市に新たに居住するに至った転入者数が、本件事故のあった平成23年で8979人、平成24年で8912人、平成25年で9796人も存在する。平成25年には社会増減で226人増、平成26年には651人増、平成27年には人口が57人増加し、社会増減で954人増となっている(乙D共450・3, 4頁)。いわき市においても、同市に新たに居住するに至った転入者数は、平成23年で6458人、平成24年が6565人、平成25年7186人である(乙D共451・8頁)。

このように自主的避難等対象区域においては、本件事故直後から新たに居住するに至った人が多く存在しているのである。このような事実からも、自主的避難等対象区域においては、平均的・一般的な人の視点に立って、慰謝料の賠償をもって慰謝すべき程度の相当程度の恐怖や不安を感じざるを得ない客観的な状況に置かれていたものとは到底評価することができない。

3 被災者アンケート

原告らは、平成25年12月から平成30年2月まで、NHKによって行われた「東日本大震災7年被災者アンケート」に基づき、今なお経済の「復興」がなされていないとも主張する。

しかしながら、この点も前記1のとおり、被告東京電力の主張を正解しないものであって全く理由のないものである。

また、上記アンケートの回答者には福島県以外に岩手県・宮城県の者が含まれており、また本件事故による被災者の中においては、避難指示区域に居住していた者が多い原発被災者の中では避難指示区域が多く、上記アンケートの送付先が本件事故の被害者一般を代表するものではない。このため、上記アンケートの結果は、そもそも本件事故の影響や本件訴訟の原告らの法益侵害を立証する上で何らの意味を有さない。

4 自動車保有台数と建築着工統計

原告らは、自動車保有台数が増加していることで「復興」しているとはいえず、福島県の新車登録台数が岩手県・宮城県と比べて割合的に少なく「復興」が遅れているであるとか、新設住宅着工戸数が増加することは本件津波で流出したものであって当然であり、岩手県・宮城県と比較して着工戸数の増加割合が低いことを挙げて「復興」が遅れていると主張している（原告ら準備書面（70）36～39頁）。

しかしながら、前記1のとおり、被告東京電力は、自主的避難等対象区域における社会的活動の状況等を明らかにすることで、自主的避難等対象区域に居住する圧倒的大多数の人が避難せずに日常生活を送っている又は取り戻していることを明らかにし、平均的・一般的な人の視点に立って、その居住者らにおいて慰謝料の賠償をもって慰謝すべき程度の相当程度の恐怖や不安を感じざるを得ない客観的な状況には置かれていないことを主張するものであって、自動車保有台数や新設住宅着工戸数が1つの要素となることは明らかであり、原告らの反論は被告東京電力の主張を正解しないもので理由がない。

また、福島県の新車新規登録台数については、そもそも区域ごとに分けて検討されるべきであって、福島県全体でみることは適当ではないが、その点を措くとしても、原告らも認めるとおり、当該新規登録台数は、本件事故直後の平成23年4月こそ3876台と平成22年4月の6260台に比べて減少しているが、その後は、平成24年4月が7247台、平成25年4月が7511台と、本件事故前の平成22年4月の新車新規登録台数を上回っている状況にある。また、福島県の新設住宅戸数も、平成23年は7826戸と平成22年の9342戸と減少しているが、平成24年が1万1353戸、平成25年が1万5233戸と、増加している状況にある。このことは、福島県において本件事故後に経済活動が活発に行われていることを明らかにしている。

第4 自主的避難者数の増加

1 はじめに

原告らは、被告東京電力が、平成23年3月15日の自主的避難者数を根拠に避難者の比率は多くないと主張する点について、被告東京電力の恣意的な期日の設定であり、平成23年7月以降、自主的避難者数は増加し、同年9月には5万0327人となって増加しており、また、データ上に反映されていない避難者数が相当数に上っていることに加え、人口の1パーセントの避難者数と

いっても、その1パーセントは非常に多く被告東京電力は避難者数を過小評価していると主張する（原告ら準備書面（70）40～42頁）。

しかしながら、被告東京電力が、自主避難率の低い時点を恣意的に算定日として選択したという事実はなく（下記2（1））、自主的避難者の数は必ずしも転居届出などのみにより把握したものではない上（下記2（2）ア）、被告東京電力が暗数を利用して過小評価されたデータを取り上げたという事実はなく（下記2（2）イ）、むしろ被告東京電力が挙げた避難者数には本件地震・津波被害によって避難を余儀なくされた者が相当程度含まれていることを原告らは看過している（下記2（2）ウ）。

また、原告らは避難者比率の過小評価について主張するものの、都市機能の麻痺という空論を述べ、避難者数と大災害の死亡者数について不適切な比較を試みているにすぎず（下記2（3）ア）、むしろ現実には圧倒的大多数の自主的避難等対象区域の住民において従前と同様の生活を送り、社会活動が継続されていたものである（下記2（3）イ）。

以上、原告らの主張にはいずれも理由がない。以下、詳説する。

2 自主的避難者数

（1）「自主避難率の算定日の恣意性」について

まず、原告らは、被告東京電力が平成23年3月15日時点の自主的避難者数を取り上げて避難者数の割合が限りなく少ないことを主張した点について、「都合のいい時点のデータを取り出しているにすぎない」と論難する（原告ら準備書面（70）40頁）。かかる主張は、被告東京電力が自主的避難者数の根拠として挙げている「自主的避難関連データ」（乙D共148・2頁「福島県民の自主的避難者数（推計）」）において、同年9月時点の避難者数は5万0327人とされているところ、同年3月15日時点の自主的避難者数の合計は4万0256人とされており、被告東京電力はあえて避

難者数が少ない時点のデータを持ち出しているとの主張であると考えられる。しかし、かかる主張は誤りである。

すなわち、そもそも被告東京電力が、仮に自己の「都合のいい時点のデータ」を取り出すのであれば、もっとも自主的避難者数が少ない時点の数値を取り上げて主張することも可能であった（実際、「自主的避難関連データ」・2頁の表によれば、平成23年4月22日の自主避難者数は2万2315人と最も低い数値となっている。）。しかし、被告東京電力はそのような主張を行っておらず、むしろ、同年4月22日のデータの約2倍の数値を数える同年3月15日のデータをあえて取り出して論じているのである。そして、この理由は、同時点が本件事故発生時に最も近い時点であり、地域住民に最も不安が生じた可能性がある時点であるものと考えられ、そのような時点における大多数の人々の状況を浮き彫りにすることで、平均人・一般人の観点から不安が生じたといえるかを正確に論じる点にある。

したがって、自己の「都合のよい時点のデータを取り出している」という原告らの主張は明らかに誤りである。

(2) 「自主避難者数の暗数」について

ア 自主的避難者の数は必ずしも転居届出などにより把握されたものではないこと

まず、原告らは「被告東京電力が挙げた自主的避難者の数は、あくまでも避難者が転居届出などを行うことによって把握された人数が前提であると主張する（原告ら準備書面（70）40頁）。

しかしながら、上記「自主的避難関連データ」（乙D共148）2頁の「推計根拠データ等」の記載からも明らかであるとおおり、同データでは自主的避難者の数を県内避難所へ避難した者等の複数の根拠データを用いて数値化しているものであり、必ずしも転出届・転入届あるいは転居届によ

り行政に把握された数値ではない。

したがって、被告東京電力が挙げる自主的避難者の数のすべてが避難者が転居届出などを行うことによって把握された人数であるかのごとき原告らの上記主張は、事実と異なる。

イ 暗数を利用して過小評価されたデータを取り上げたものではないこと

また、原告らは、「特に本件事故が発生した当初の避難者数については、正確に把握できておらず」「過小評価されたデータを取り上げて、避難者率が高くないと主張することは合理性を欠く。」などと論難する（原告ら準備書面（70）41頁）。

この点、上記「自主的避難関連データ」（乙D共148）2頁によると、「推計根拠データ等」の一つである④復興対策本部「震災による避難者の避難場所別人数調査」は平成23年6月2日から調査が開始されており、また、⑤福島県災害対策本部で実施した「双葉8町村・南相馬市の所在確認状況」においては、平成23年5月末以降は復興対策本部の集計データを使用していることから、平成23年6月以降のデータは実態に近い数値が反映されているものと考えられる。

実際、避難等指示区域内の避難者総数をみると、平成23年5月から6月にかけて、6万9031人から9万2483人に大幅に数字が増加しており、これは同年6月以降に避難者数の実態が正確にとらえられるようになった結果であると考えられる。翻って、自主的避難者数に目を移すと、（データが正確になってきたと思われる）同年6月時点（6月30日）においても、避難者数は3万4093人と、事故直後の避難者数よりも6000人以上少ない数値となっている。

したがって、被告東京電力の主張は過小評価されたデータを取り上げたものであるとの原告らの主張には理由がない。

なお、上記（１）でも述べたように、あえて作為的に避難者率が高くないと主張するのであれば、数値の低い時点での避難者数を持ち出すはずである。しかるに、同年６月時点よりも数値の大きい同年３月１５日時点の数字を持ち出しているのであるから、原告らが主張するようにあえて暗数の多い事故直後の時点の過小評価されたデータを取り上げて、避難者率が高くないと主張している訳ではないことは明らかである。

ウ 自主避難者数には本件地震・津波による避難者が相当程度含まれること

さらに、原告らは、特に本件事故が発生した当初の避難者数は正確に把握されておらず、「被告東京電力の挙げた数値以上の避難者数が、相当存在すると思われる。」とも主張する（原告ら準備書面（７０）４０～４１頁）。しかし、原告らのいう「数値以上の避難者数」が、本件地震・津波による影響を考慮せず本件事故により避難をした者の数を指すのであれば、原告らの当該主張は失当である。

たしかに、同年７月から９月にかけて、自主的避難者数はデータ上で５万０３２７人まで増えており、かかる増加の要因の一つには、本件事故による自主避難者の数が、時が経つにつれ正確に反映できることになった結果、暗数になっていた自主的避難者の数が加算されたことによるものもあると考えられる。

しかし、この避難者数の増加は本件事故とは別の要因、具体的には仮設住宅や借上住宅等の入居者が同時期にかけて急増したことも大きな要因の一つであると考えられる。

すなわち、まず、自主的避難等対象区域の自治体が提供する仮設住宅や借上住宅の入居要件は、（自治体によって若干異なるものの）概ね地震や津波により住居が全壊ないし大規模半壊に至ったか、または、本件事故により避難指示を受けたことである（乙D共303 広報こおりやま（震災

特別号)・4頁、乙D共332の5(広報そうま平成23年7月1日号)・6頁、乙D共452(いわき経済同友会「【東日本大震災情報】いわき市における主な支援制度」)・2頁)ところ、「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況及び避難状況」によれば(乙D共453)、平成23年8月1日時点での福島市の住宅被害は全壊が161棟、半壊が1737棟、郡山市では全壊が1883棟、半壊が9810棟、いわき市では全壊が6499棟、半壊が1万7931棟、また相馬市では全壊が1049棟、半壊が643棟となっている。

そして、上記「自主的避難関連データ」(乙D共148)・2頁ではその自主的避難者数の推計根拠データ等として③「福島県土木部で把握している「応急仮設住宅・借上げ住宅・公営住宅の進捗状況」」を挙げているところ、自主的避難等対象区域は本件事故による避難指示の対象ではないこと、上述のとおり自主的避難等対象区域の自治体が市民に提供する仮設住宅や借上げ住宅の入居要件では概ね本件地震や津波により住居が全壊ないし大規模半壊に至ったかを求めていること等から、自主的避難等対象区域の住民のうち仮設住宅及び借上げ住宅へ避難した者の大半は、住家が本件地震・津波により全壊または大規模半壊したことにより避難した者であるといえ、「応急仮設住宅・借上げ住宅・公営住宅の進捗状況」(乙D共454・2頁)に記載されている自罹災住民⁴向けの自主的避難等対象区域の入居者数の大半は、本件津波・地震によって入居した者を示すものであると考えられる。

⁴ 脚注5記載の自治体を除外すれば、「自罹災住民」は「自主的避難関連データ」(乙D共148)の「自主的避難者」と概ね同義であると考えられる。なお、借上げ住宅特例は、自ら県内の民間賃貸住宅に入居した避難住民の賃貸借契約を県との契約に切り替え、県借上げ住宅とする特例措置であるが、通常の借上げ住宅と同様、住宅の全壊等により居住する住宅がない世帯、または、原発事故による避難指示等により長期の避難が必要な世帯であることを条件としている。(「福島県民間借上げ住宅の特例措置について」乙D共455)

なお、自主的避難等対象区域の者のうち、本件事故による被ばく不安等を理由に、同じ自主的避難等対象区域に避難するということは想定しがたいことから、自罹災住民向けの自主的避難等対象区域の入居者数の大半は、本件津波・地震によって入居した者であるものと考えられる。

この点、平成23年9月29日時点での自罹災住民向け仮設住宅及び借上げ住宅への入居者数は、1万7216人⁵に上るところ、自罹災住民は本件事故による避難指示によって避難を余儀なくされた者ではないことからすれば、この数字は本件津波・地震の影響によって入居した者を示すものであると考えられるから、自主避難関連データの9月時点の自主避難者数には、本件津波・地震による避難者数が相当程度含まれていることがわかる（参考として、 $17216 / 50327 = 34.2\%$ ）。

そして、仮設住宅や借上げ住宅への入居者数が増加したのはおおよそ平成23年6月頃から⁶であり（乙D共456）、自主避難関連データ上、平成23年7月以降に自主避難者数が増加した時期と合致していることから、自主避難関連データ上で、平成23年7月以降に自主避難者数が増加した要因には、本件地震・津波を理由とする仮設住宅や借上住宅への入居数が増加していることが寄与していると考えられる。

さらには、本件地震・津波被害の影響を敷衍すると、自主的避難等対象

⁵ 自罹災住民向け住宅の人数のうち、白河市、西郷村、矢吹町、泉崎村、西会津町、南相馬市を除く。

⁶ 「いわき市・東日本大震災の証言と記録 第4章 混乱から復旧、復興へ—いわき市はどのように立ち上がったのか」（乙D共456・181頁）によると、例えばいわき市の仮設住宅・借上げ住宅の入居者数の推移は、仮設住宅はH23の8/1時点：421人、同年10/1時点：421人、また借上げ住宅は8/1時点：4,515人、10/1時点：7,888人であり、双方とも6月の入居者数の記載はないものの、入居戸数においても、仮設住宅は6/1時点：84戸、8/1時点：153戸、借上げ住宅は6/1時点：724戸、8/1時点：1,396戸、のとおりであり、H23年6月以降、特に借上げ住宅の入居戸数及び入居者数が増加して推移している。

区域における住家の全壊・半壊数はおよそ4万4000棟にも及ぶ⁷ことからすれば、自主的避難等対象区域の住民において本件地震・津波により避難を余儀なくされた者は相当数いたものと考えられる（むしろ、住居が半壊にとどまった場合でも、家が半壊したことの恐怖や余震によるさらなる被害を恐れ、避難所等への一時避難を決断する者が相当数に及ぶことは想像に難くない。それゆえ、本件地震・津波による住居の全壊または大規模半壊を理由として仮設住宅や借上げ住宅へ入居する者の数を大きく上回る数の者が、平成23年3月15日時点の自主的避難者数に含まれていると考えられる。）。

以上から、自主的避難者数には本件地震・津波により避難をした者の数が相当程度含まれていることは明らかである。そして、自主的避難等対象区域においておよそ4万4000棟もの住家が全半壊していることに鑑みると、原告らが主張するように、本件事故が発生した当初の避難者数が正確に把握されていないために暗数が生じていたと仮定しても、その数が本件地震・津波による避難者数を上回ることはないと考えるのが自然である。

(3) 「避難者比率の過小評価」について

ア 人的な損耗（流出）にかかる評価に誤りがあること

原告らは、人口比で1～2パーセントという避難者数について、2019年の日本の減少率が年率0.21%（10年で約2%）であり、10年後には都市機能が麻痺または低下することが懸念されているとのことから、1～2パーセントの人口減少は「大問題」であると主張する（原告ら準備

⁷「平成23年東北地方太平洋沖地震による被害状況及び避難状況」（乙D共453）より、自主的避難等対象区域の市町村を合計。なお被害状況の時点は平成23年8月1日現在であるが、放射線の影響により家屋等が損壊することは生じ得ないため、記載の住家被害については本件地震・津波の影響によるものと推認される。

書面（70）41～42頁）。

しかしながら、そもそも原告らのいう「都市機能」が市町村等の行政サービスを指すのかインフラの維持管理等を指すのか等不明であるものの、仮に原告らの主張が正しいのであれば、平成23年3月15日時点での人口に占める自主的避難者数の割合が人口比で2パーセント以上減少したいわき市（4.5パーセント）や相馬市（11.8パーセント）などの都市機能は現実には麻痺ないしそれに準じる程度に相当低下しているはずであるが、実際にはそのような事態には陥っていない。したがって、都市機能に関する原告らの主張は実体に沿わないものであり、空論と言わざるを得ない。

さらには、原告らは、歴史に残る阪神大震災や関東大震災などの大災害の死亡者率や負傷者率を例に挙げ、人的損耗（流出）は数パーセントでも「大問題」であるとも主張するが、そもそも損耗と流出とを同義として評価することは困難であって、死亡者率または負傷者率を自主避難者率の比較対象に設定することが相当であるとはいえない。

よって、都市機能や大震災等の人的損耗（流出）を取り上げて、被告東京電力が避難者比率を過小評価しているとの原告らの主張はあたらない。

イ 圧倒的大多数の自主的避難等対象区域の住民においては従前と同様の生活を送り、社会活動が継続されていたこと

さらに、原告らは、自主的避難者数の比率について、人口の1パーセントの避難者数といっても、その1パーセントは非常に多く被告東京電力は避難者数を過小評価していると主張する（原告ら準備書面（70）40～42頁）。

しかしながら、原告らが本件事故当時に居住していた自主的避難等対象区域における空間放射線量は、本件事故直後に一時的に3.8マイクロシ

ーベルト／時間（仮に当該空間線量率が1年間継続した場合には年間線量20ミリシーベルトに相当する。）を超える数値を観測した地点も存在したが、多くの地点ではこれを超えておらず、時間の経過とともに空間放射線量は低減しており、平成23年7月以降の自主的避難等対象区域の空間放射線量は、3.8マイクロシーベルト／時間を大きく下回っており、低線量被ばくの健康影響などおよそ考えられない状況である。

このような中で、自主的避難等対象区域の住民が避難したとしても、前記第1のとおり、健康影響を及ぼす程度の放射線量ではないこと、更には本件原発の事故の状況が収束に向かっていることについて、本件事故の直後から、新聞報道や政府のウェブサイト等の各種媒体によって繰り返し公表・周知されていたものであり、原告らもそれらの情報を得ることができている状況にあった。そして、98～99パーセントもの圧倒的多数の住民がこうした情報を冷静に受け止め、自主的な避難をすることもなく従前と同様の生活を送り、社会活動が継続されていたのである。

また、自主的避難等対象区域の避難者数が平成23年9月にかけて増加しているとはいえ（その理由として、仮設住宅や借上げ住宅の供給戸数の増加が要因の一つに考えられること、またそもそも自主避難者数には本件地震・津波の影響による避難者数が多分に含まれていると考えられることは2（2）のとおりである。）その数は平成23年3月15日時点の自主的避難者数と同程度の人口比1～2パーセント程度にとどまっていたことからすれば、大多数である98～99パーセントの自主的避難等対象区域の住民が避難せずに自主的避難等対象区域で生活をしていることに変わりはない。

したがって、自主的避難等対象区域において、平均的・一般的な人を基準として、平穏な日常生活が相当程度阻害されたと認められる理由はなく、受忍限度を超えて法律上保護される利益に対する侵害が生じたものとは評

値し得ない。

そして、人口の1パーセントの避難者数しかいない、と被告東京電力が述べる趣旨は、平均的・一般的な人を基準とすれば、法律上保護された利益に対する侵害がないことを示すためであり、被告東京電力が避難者比率を過小評価していることを表すものではない。

3 小括

以上のとおり、原告らの自主的避難者数の増加にかかる主張はいずれも理由がなく、明らかに失当である。

以 上